

令和5年度版 年金マニュアルシート 【追補】

(1)令和5年8月1日から高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更されました。

4▶雇用保険との調整（4頁）

「高年齢雇用継続給付を受ける条件」における記述が下線部のとおりに変わりました。

(変更前)・各月の賃金が 364,595 円 (令和4年8月1日～)

(変更後)・各月の賃金が 370,452 円 (令和5年8月1日～)

(2)年金生活者支援給付金の令和5年4月時点の金額はつぎのとおりです。下線部が変更箇所です。

2-1▶いつからいくら受けられる？——国民年金（1頁）

○年金生活者支援給付金の概要（金額は令和5年4月時点）

▶受給額は保険料納付済期間等に応じて算出（①+②の合計額）

①保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,140 円×保険料納付済期間／480 月

②保険料免除期間に基づく額（月額）＝11,041 円*×保険料免除期間／480 月

*老齢基礎年金満額（月額）の1/6の金額。なお、1/4免除期間は5,520 円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となる。